泉大津市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申込書兼誓約書

令和　年　月　日

泉大津市長　宛

|  |  |
| --- | --- |
| （申込者） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者 | ㊞ |

泉大津市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要領（以下「本要領」という。）に基づき、泉大津市ふるさと納税返礼品提供事業者の登録を申込みするとともに、本登録にあたっては以下のとおり誓約し、同意します。

⑴　本要領に記載されている内容を全て理解し、これを了承し遵守します。

⑵　地場産品基準や食品表示法等、各種関係法令に従った返礼品を提供することの重要性を理解し、確実にこれらを遵守し、市の求めに応じて実地調査などの調査・確認に協力します。

⑶　個人情報の取扱いについては、泉大津市個人情報保護条例（平成10年3月12日条例第11号）その他情報保護に係る関係法令を遵守し、寄附者の個人情報は返礼品の送付以外の目的で使用しません。

⑷　代表者等が、泉大津市暴力団排除条例（平成24年2月22日条例第1号）第２条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員密接関係者ではありません。

⑸　市税等の滞納はありません。

⑹　提供する返礼品が食品の場合、本要領に規定する「11　食品表示に係る関係法令の遵守」に同意します。

⑺　登録された返礼品の生産・製造・加工及び適正な品質管理を行うとともに、返礼品の品質・梱包、誤配送及び必要数量の確保において問題が生じたときは、全て当方（申込者）の責任において代替品の納品その他適切な措置をとります。

⑻　返礼品が登録されなかった場合、または本要領に基づき返礼品登録が解除された場合、一切の異議を申し立てません。

⑼　市及び寄附者に対して損害を与えないよう努めます。

⑽　正当な理由なく不履行があった場合は、直ちに返礼品提供事業者としての登録が削除され、返礼品提供が禁止される措置を受けても、異議を申し立てません。

⑾　⑴～⑽で遵守すべき法令等に違反した場合、または返礼品の提供に際して品質不良や発送期日遅延など正当な理由なく不履行があった場合、その結果として市に損害を生じさせたときは、その全ての損害について賠償します。